

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六の二(二十一) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

		連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()		
新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「12」の合計)	1	円	法 人 税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	税 額 控 除 限 度 額 (8) ≥ 20% 又は (5) = (7) > 0 の 場 合 $(11) \times \frac{20}{100}$	12	
	新 規 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「19」の合計)	2					
	新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3					
	新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 割 合 $\frac{(3)}{(2)}$ ((2) = 0 の場合は0)	4					
教 育 訓 練 費 増 加 割 合 の 計 算	教 育 訓 練 費 の 額 の 合 計 額 (各連結法人の(20)の合計)	5	別 除 額 の 計 算	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二「2」)	同 上 以 外 の 場 合 $(11) \times \frac{15}{100}$	13	
	比 較 教 育 訓 練 費 の 額 の 合 計 額 (各連結法人の(25)の合計)	6					
	教 育 訓 練 費 増 加 額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7					
	教 育 訓 練 費 増 加 割 合 $\frac{(7)}{(6)}$ ((6) = 0 の場合は0)	8					
控 除 対 象 新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十一)付表「5」の合計)	9	円	算	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (17) - (18)	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の㉑」)	18	
個 別 給 与 控 除 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計)	10				当 期 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16	
差 引 控 除 対 象 新 規 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (9) - (10) (マイナスの場合は0)	11				当 期 税 額 控 除 可 能 額 (14) と (16) の うち 少 ない 金 額	17	
各 連 結 法 人 の 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 等 の 計 算							
教 育 訓 練 費 の 額		20	円				
連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	教 育 訓 練 費 の 額		$\frac{\text{適 用 年 度 の 月 数}}{(21) \text{ の 連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度 の 月 数}}$	改 定 教 育 訓 練 費 の 額 (22) × (23)			
21	22		23	24			
調 整 対 象 年 度	・ ・	円	_____	円			
	・ ・		_____				
計							
比 較 教 育 訓 練 費 の 額		25	円				
			$(24 \text{ の 計 }) \div (\text{調 整 対 象 年 度 数})$				